

報道関係者各位

令和7年5月26日

舞鶴市第1号のパートナーシップ宣誓証明書の交付をしました

令和7年4月1日から制度を開始した「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」につきまして、1組目の宣誓証明書の交付を行いましたのでお知らせします。

舞鶴市では、多様な性のあり方を持つ皆さんが抱える不安や生きづらさを解消し、性別に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を目指すため、これまで研修会やワークショップ、市長との対話集会等を開催し、多様な性について地域の理解を深める取り組みを進めてきました。今後も、舞鶴市に住む全ての人が、それぞれの個性や生き方を大切にしながら、安心して自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。

1. 宣誓日 令和7年5月7日
2. 宣誓者 舞鶴市内に在住の女性2名
※お二人のプライバシーに配慮し、個人情報は控えさせていただきます。
3. 交付日 令和7年5月20日
4. 制度概要 戸籍上の性別が同一である二者が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束し、それを市が公に証明する制度。
要件が認められたお二人には、宣誓証明書を交付。
また、それぞれに宣誓証明カードを交付する。
5. コメント とても光栄に思います。感謝しています。



SDGs未来都市

舞鶴市 人権啓発推進課(担当:嵯峨根・菊地)
〒625-8555 舞鶴市字北吸1044
[TEL:0773-66-1022](tel:0773-66-1022)、[FAX:0773-62-9891](tel:0773-62-9891)
E-mail:jinken@city.maizuru.lg.jp